

# 社会保険労務士の業務範囲に関する照会

令和3年2月26日

全国社会保険労務士会連合会 御中

照会者 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-12-9  
KSビルNo. 1 三階  
一般社団法人医業経営研鑽会  
会長 西岡 秀樹  
電話番号 03-6273-2112  
eメール info@kensankai.org

社会保険労務士の業務範囲について疑義があるので照会いたします。

照会したい社会保険労務士の業務範囲は介護保険法に基づく事業者指定の申請や更新などに関する手続き（以下、介護保険事業の指定申請等といいます）です。

横浜市など一部の自治体で介護保険事業の指定申請等は社会保険労務士の独占業務と指導していますが、別紙で説明する通り、介護保険事業の指定申請等は社会保険労務士の独占業務ではないと本会は考えております。

本会の見解が間違っているのであれば介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の独占業務となる明確な根拠を書面で回答して頂くようお願い致します。

# 介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の独占業務でない根拠

根拠 1 「社会保険労務士法で独占業務としているのは『別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令』であって、『別表第一に掲げる法令』ではない」

社会保険労務士法は下記のように規定しています。

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。  
（以下、省略）

別表第一には確かに介護保険法が掲げられていますが、社会保険労務士法第2条には『別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令』と書かれており、介護保険法のうち労働及び社会保険に関する部分の各種申請、届出等だけが社会保険労務士の独占業務と解されます。

ちなみに別表第一には健康保険法や国民健康保険法が掲げられていますが、医療機関に対して健康保険法第73条及び国民健康保険法第41条の規定により実施される個別指導に社会保険労務士は立ち会いも帯同も一切認められていません。

個別指導も健康保険法や国民健康保険法に基づき実施されますが、個別指導は労働及び社会保険に関する法令ではないことが理由と考えられます。

この例からも別表第一に掲げる法令のすべてが社会保険労務士の独占業務と主張するのは無理があることは明白です。

## 根拠 2 「介護保険を利用しているのは介護保険施設利用者本人であり、事業者は法定代理受領しているにすぎない」

介護保険を利用しているのは利用者本人であり、介護保険事業者は介護サービスの代金を法定代理受領しているだけです。

これは健康保険法に基づく保険医療機関として指定を受けている病院・診療所も同じです。保険医療機関は治療の対価として患者から治療費をもらっていますが、健康保険を利用しているのは患者本人であり、保険医療機関は法定代理受領をしているだけです。

保険医療機関指定申請をする病院・診療所は他にも生活保護法に基づく指定医療機関の申請や、障害者総合支援法に基づく自立支援医療機関等の申請をすることもありますが、別表第一に生活保護法も障害者総合支援法も含まれていません。障害者関連で含まれているのは障害者の雇用の促進等に関する法律のみです。

もし、介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の独占業務であるならば、自立支援医療機関や障害福祉サービスの指定事業者の指定申請等も社会保険労務士の独占業務でなければ整合性がとれません。

さらに、介護保険施設の中には介護保険を利用せずに介護サービスの代金は全額利用者負担という施設もあります。

繰り返しになりますが、指定申請等をするのは介護サービスの提供を目的とした事業者であり、労働者でも社会保険である介護保険を利用する利用者でもありません。

参考までに社会保険労務士法の唯一のコンメンタールであり、社労士業務の指針として必携の書とされている社会保険労務士法詳解(全国社会保険労務士会連合会編集、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課監修、平成16年4月25日発行)には社会保険労務士の業務から除外されているものとして「労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、これらの給付を担当する者のなす請求に関する事務」を挙げています。

業務から除外した理由として「これらの事務は、医療機関が社会保険の保険給付に係る医療費を保険者に請求する特殊な事務で、事業主又は労働者等の便宜に資する社会保険労務士制度の本来の目的外のものであるからであった。」と記載しています。

介護保険事業の指定申請等も労働及び社会保険に関するものではなく、社会保険労務士制度の本来の目的外であり、社会保険労務士法詳解を参考にしても社会保険労務士の独占業務ではないと解するのが相当だと思われます。

### 根拠 3 「社会保険労務士法で想定している介護保険法に関する手続きは要介護認定のみである」

そもそも別表第一に介護保険法が追加されたのは利用者本人の要介護認定の申請代行・申請代理のためです。「要介護認定の申請代行又は代理を行いうるのは社会保険労務士、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に限定される」と説明された資料は多数ありますが、国会での審議も含めて介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の業務と明記された資料は見当たりません。

### 根拠 4 「介護保険事業の指定申請等ではマイナンバーを利用しない」

平成28年1月からマイナンバー制度が支払調書、源泉徴収票及び給与支払報告書、社会保険関係の手続きについて実施されました。

当然、社会保険の1つである介護保険についてもマイナンバーは適用されますが、介護保険に適用されるマイナンバーは要介護認定の申請等など利用者本人に関するものだけで、社会保険関係の手続きに介護保険事業の指定申請等は含まれていません。

介護保険施設の申請等が社会保険関係の手続きでない以上、社会保険労務士の独占業務でないのは明らかです。

そもそも士業の独占業務というのは法令で明確に定められたものだけです。

一部の社会保険労務士が都合良く法令を拡大解釈したものが独占業務になるのであれば、税理士や弁護士などの他の士業も次から次へと独占業務の幅を広げることができてしまいます。

## 根拠 5 「厚生労働省労働基準局監督課も介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の独占業務と判断していない」

横浜市は以前から介護保険事業の指定申請等は社会保険労務士の独占業務だと指定申請の手引きに記載しているので、本会（代表の西岡）は横浜市健康福祉局介護指導課に対し、平成27年11月2日付で誤った行政指導の撤回を求める文書を提出したことがあります。

これに対し、横浜市は平成27年11月20日付で「事業者の指定に係る申請書等も含め社会保険労務士法第27条の業務の制限の対象であり、社会保険労務士のみが業として行えることを厚生労働省労働基準局監督課に確認しています。」と文書で回答してきました。

そこで平成27年11月24日付で厚生労働省労働基準局監督課に対して事実確認を確認する文書を送ったところ、平成28年1月5日に電話で回答があり、当課は「横浜市に介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の独占業務に含まれるとは回答しておらず、別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令に含まれるのであれば独占業務に該当すると回答した」と言っています。つまり横浜市は勝手な拡大解釈をしているだけで、独占業務と判断する根拠がないことは明らかです。